

第 37 回 行 田 市 農 業 委 員 会 議 事 録

開 催 年 月 日	令 和 5 年 6 月 26 日							
開 催 場 所	行 田 市 役 所 203 会 議 室							
開 議 時 刻	9 時 00 分							
閉議時刻	9 時 40 分							
会 長	大関守宏		会長代理		島田勇・藤間光治			
農 業 委 員 出 席 状 況	議席 番号	氏 名	摘 要		議席 番号	氏 名	摘 要	
	1	國 島 健 一	出○席 欠席		9	町 田 実	出○席 欠席	
	2	島 田 勇	出○席 欠席		10	藤 間 光 治	出○席 欠席	
	3	大 関 守 宏	出○席 欠席		11	中 村 賢 一	出○席 欠席	
	4	伊 東 普 丈	出○席 欠席		12	新 井 健 一	出○席 欠席	
	5	寺 田 浩 市	出○席 欠席		13	太 田 浩	出○席 欠席	
	6	長 谷 部 明	出○席 欠席					
	7	石 井 幸 壽	出○席 欠席					
8	宮 崎 薫	出○席 欠席						

農地利用最適化推進委員出席状況	地区番号	氏名	摘要	地区番号	氏名	摘要
	①			⑪		
	②			⑫	門倉浩一	出○席 欠席
	③			⑬	秋山玉江	出○席 欠席
	④			⑭		
	⑤			⑮	梶田佳克	出席 欠○席
	⑥	野中實	出○席 欠席	⑯	茂木忠	出○席 欠席
	⑦			⑰		
	⑧			⑱		
	⑨			⑲		
	⑩	高沢宗春	出○席 欠席	⑳		
関係者				書記	局長	五十幡雅弘
					次長	広田敦史
					主査	赤城太郎

○さんが所有する荒木字荒木○○○○番○、地目：田、500㎡について、自家消費分の野菜を作付けするため、贈与により所有権の移転を行おうとするものでございます。

現地は住宅と同じブロック積の土留めで囲まれており、耕作も実際は譲受人がもう何年も野菜を作っているとのことであり、要件はクリアできるものと考えます。

場所につきましては、位置図の1ページをご覧ください。市営荒木住宅の北に位置する荒木地内のご覧の農地でございます。

次に進行番号2でございますが、城西○丁目○番○号 ○○ ○○さんが、城西○丁目○番○○号 ○○○○さんが所有する城西○丁目○○○○番、地目：畑、120㎡について、自家消費分の野菜を作付けするため、売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。

現地は譲受人の住宅のすぐ南側の市街化区域であり、耕作も実際は譲受人がもう何年も野菜を作っているとのことであり、要件はクリアできるものと考えます。

場所につきましては、位置図の2ページをご覧ください。城西ポンプ場の東に位置する城西5丁目地内の市街化区域の農地でございます。

次に進行番号3でございますが、関根○○○番地○ ○○ ○○さんが、さいたま市中央区下落合○○○○番地○ー○○○○号 ○○ ○○さんが所有する関根字野中○○○番、地目：畑、2,031㎡ 外4筆、計4,301㎡について、経営の拡大を図るため、売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。

場所につきましては、位置図の3ページをご覧ください。県道鴻巣羽生線の東西に位置する関根地内の農振農用地でございます。

次に進行番号4から7は、持田○丁目○番○○号 株式会社○○○○○○○○○○ 代表取締役 ○○○○さんが、経営の拡大を図るため、所有権の移転を行おうとするものでございます。

進行番号4は、前谷○○○○番地 ○○○さんが所有する持田字六反沼○○○番○、地目：田、810㎡ 外2筆、計1,944㎡の農地、進行番号5は、長野○○○○番地 ○○○さんが所有する持田字六反沼○○番○、地目：田、291㎡ 外2筆、計937㎡の農地、進行番号6は、熊谷市代○○番地○ ○○○さんが所有する持田字六反沼○○番、地目：田、1,050㎡の農地、進行番号7は、鴻巣市屈巢○○○○番地○ ○○○○さんが所有する前谷字前田○○○番、地目：田、850㎡の農地の4件でございまして、全ての農地でブルーベリーを栽培する予定でございます。

場所につきましては、位置図の4ページをご覧ください。泉小学校の北側から東側に位置する持田及び前谷地内の農振農用地でございます。

次に進行番号8でございますが、真名板○○○番地○ ○○○○さんが、夫である○○○さんが所有す

<p>『議案第 2 号』 農地法第 4 条第 1 項 の規定による許可申請</p>	<p>議長 新井委員 事務局次長 島田委員 事務局次長 議長 宮崎委員 事務局次長 議長 議長 議長</p>	<p>る真名板字下〇〇〇番、地目：田、290㎡ 外1筆、計438㎡について、後継者への贈与により所有権の移転を行おうとするものでございます。</p> <p>場所につきましては、位置図の5ページをご覧ください。県道鴻巣羽生線の東に位置する真名板地内のご覧の農地でございます。</p> <p>以上、議案第1号について、事務局で農地法第3条の許可基準を審査すると共に、現地の耕作状況等を調査しましたところ、いずれも許可相当と思慮されることからご提案するものでございます。</p> <p>以上、説明とさせていただきます。</p> <p>事務局から議案第1号についての説明がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。</p> <p>進行番号の4から7について、ブルーベリーを栽培するということですが客土をする予定はないのですか。申請地については畑となっている場所もありますが、基本的には水田です。前に確認したところ、盛土をする予定はなく、今の状態でも栽培できると伺っております。</p> <p>進行番号1のところが麦をやっていたので高くなっていますが、他は水田です。</p> <p>それと進行番号1のところが他と比べるといくらか高くなっています。</p> <p>また、現状のままで栽培できるのかということですが、譲受人の他所での栽培の仕方をみると、直接植えるのではなく、鉢植えで栽培しているので多少低くても問題はないのかなとは思いますが。</p> <p>他にございますか。</p> <p>進行番号8ですが、権利の移転をする理由で後継者への贈与というのはどういった場合ですか。</p> <p>通常は親子間での贈与というのが多いかと思います。今回は夫婦間ではありますが、譲渡人が生きているうちにどうしても渡したいということで後継者への贈与といたしました。</p> <p>他にございますか。</p> <p>(なし)</p> <p>ご意見、ご質問がないようですので、議案第1号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>挙手全員と認めます。よって議案第1号は承認することといたします。</p> <p>次に、『議案第2号』農地法第4条第1項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をいたさせます。</p>
---	--	---

<p>書に対する審議について</p>	<p>事務局次長</p>	<p>議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。議案書の1ページをお願いします。議案第2号は、1件となっております。</p> <p>進行番号1でございますが、小針〇〇〇番地 〇〇 〇さんが、自己所有の小針字星川〇〇〇番〇、地目：畑、79㎡について、農家住宅の敷地を拡張したいとして申請があったものでございます。</p> <p>申請人は、現在、兼業で農業を経営しておりますが、母屋の老朽化が進んでいることから建て替えを計画したところ、現在の進入路は建築基準法の道路に該当しないことがわかりました。このままでは建て替えが出来ないことから建築基準法の接道要件を満たすため最低限の幅員で分筆し、申請に至ったものでございます。</p> <p>場所につきましては、位置図の6ページをご覧ください。星川の西に位置する小針地内の集落内農地でございます。なお、白抜きになっている部分の地目は宅地であり、申請地と合計すると、面積は1,230.58㎡になる予定でございます。</p> <p>以上で議案第2号の説明を終わりますが、去る6月19日、現地調査をしていただいておりますので、長谷部委員にご報告をお願いいたします。</p>
	<p>長谷部委員</p>	<p>去る6月19日、私と石井委員並びに事務局職員2名において、現地調査を実施いたしました。事務局から申請地の概要説明を受けた後、申請地すべてにおいて現地確認を行ったところ、申請書どおりであり、許可相当であると思慮されますことをご報告申し上げます。委員各位におかれましては慎重審議をよろしくお願いいたします。</p>
	<p>議長</p>	<p>事務局から議案第2号についての説明及び長谷部明委員から現地調査の報告がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。</p>
	<p>議長</p>	<p>(なし)</p> <p>ご意見、ご質問がないようですので議案第2号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。</p> <p>(全員挙手)</p>
	<p>議長</p>	<p>挙手全員と認めます。よって議案第2号は承認することといたします。</p> <p>次に、『議案第3号』農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による農業振興地域整備計画の変更に対する審議について、を議題といたします。</p>
<p>『議案第3号』 農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による農業振興地域整備計画の</p>	<p>事務局次長</p>	<p>事務局より説明をいたさせます。</p> <p>議案第3号「農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による農業振興地域整備計画の変更について」ご説明申し上げます。</p>

変更について

議案書の2ページをお願いいたします。

本件は、農業振興地域内の農用地の除外について「農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2」の規定により、行田市からその除外について農業委員会に意見を求められているものでございます。今回は、重要変更が3件でございます。重要変更とは、農業用施設などの軽微な変更以外の用途に変更を行おうとする場合でございます。

進行番号ごとにご説明いたしますが、これらの案件は去る6月16日に、農政課、建築開発課及び農業委員会事務局において現地調査を実施していることをご報告いたします。

進行番号1でございますが、犬塚〇〇〇番地〇 株式会社〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇さんが、斎条〇〇 〇〇番地 〇〇 〇〇さんが所有する南河原字三ツ井田〇〇番〇、地目：田、2, 361㎡について、駐車場及び資材置場の敷地にしたいとして農用地から除外してほしい旨の申し出があったものでございます。

申請人は、犬塚地内で建設業を営んでおり、現在は自宅に足場工事の部材を置いておりますが、手狭であり、トラックの出し入れなども効率が悪くなっております。また、社員を増やしたくても通勤車両の駐車スペースに苦勞する毎日であり、足場工事の部材が増える日常に困窮している状況です。このため、駐車場や資材置場に場所を探していたところ、当該申請地で承諾が得られたため申し出に至ったものでございます。本件は周辺の地域において居住する者の業務上必要な施設に該当し、集落に接続して設置されるものであることから、除外の要件をすべて満たしていると考えられ、やむを得ないものと思慮されます。

場所につきましては、位置図の7ページをご覧ください。北河原熊谷線の南に位置する南河原地内の農振農用地でございます。

次に進行番号2でございますが、熊谷市下奈良〇〇〇番地〇 〇棟〇〇〇号室 〇〇 〇〇さんが、東松山市大字石橋〇〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇さんが所有する真名板字築道〇〇〇番〇 地目：畑、32㎡について、住宅敷地として農用地から除外してほしい旨の申し出があったものでございます。

申請人は、現在熊谷市の借家で生活しておりますが、何かと手狭に感じるようになり、引っ越しを計画いたしました。年齢的にローン返済などを考慮し、中古住宅を探していたところ、申請地の隣接する物件を購入したいと考えましたが、物件の敷地の一部となっている申請地が農振農用地のままであったことから、今回、農用地から除外して欲しい旨の申し出をしたものでございます。

なぜ、農用地が住宅敷地の一部になっているかは、現所有者の母の代の時であり、わからないとの事でございますが、昭和63年に分筆していることからその頃より使用していると考えられます。所有者は、母の代の事とはいえ、今後このようなことがないよう始末書を提出し、深く反省しております。また、住宅敷地全体の面積は253.93㎡と住宅敷地の上限である500㎡を超えておらず、除外の要件もすべて満たし

	<p>ていると考えられることから、やむを得ないものと思慮されます。</p> <p>場所につきましては、位置図の 8 ページをご覧ください。元太田東小学校の北に位置する真名板地内の農振農用地でございます。</p> <p>次に進行番号 3 でございますが、忍〇丁目〇〇番〇号一〇〇〇号 〇〇 〇〇さんが、長野〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇さんが所有する長野字榎戸〇〇〇〇番、地目：田、次の地積が 6 8 0 m²となっておりますが、こちら、正しくは 6 8 0 m²のうち 3 8 5 m²となります。恐れ入りますが修正をお願いいたします。この 3 8 5 m²について、住宅敷地にしたいとして農用地から除外してほしい旨の申し出があったものでございます。</p> <p>申請人は市内の借家で生活しておりますが、子供も成長し手狭になってきたため、住宅の建築を計画したところ、実家の隣である本件申請地について承諾が得られたため申し出に至ったものでございます。本件は分家住宅であり、親族が所有する土地のうち、申請があった土地以外に住宅を建築できる土地がなく、除外の要件をすべて満たしていると考えられ、やむを得ないものと思慮されます。</p> <p>場所につきましては、位置図の 9 ページをご覧ください。長野工業団地の東に位置する長野地内の農振農用地でございます。</p> <p>以上、説明とさせていただきます。</p>
議長	<p>事務局から議案第 3 号についての説明がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。</p>
大関委員 事務局次長	<p>進行番号 1 ですが、駐車場とはどういったものですか。</p> <p>駐車場というよりは基本的には資材置場になると思います。そこに通勤車両を止めて、資材を積んでトラックで出ていくというかたちです。</p>
大関委員 事務局次長	<p>申請地の南側を私が耕作していますが、申請地の草が 1 m 位伸びてしまい、私が法面の草刈りをやっています。草については言えませんか。</p> <p>周辺の営農に支障を及ぼさないようにすることということで言えます。農政課への意見として、そのことを付して回答するというところでよろしいでしょうか。</p>
大関委員 宮崎委員	<p>お願いします。</p> <p>東側の道路は何メートル位ですか。</p>
議長	<p>認定は 4 メートル以上ありますが、舗装部分は狭いです。ただし、車両が 1 台は通れる幅ではあります。</p> <p>他にございますか。</p> <p>(なし)</p>
議長	<p>ご意見、ご質問がないようですので議案第 3 号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願</p>

<p>報告事項</p>	<p>議長</p> <p>主査</p>	<p>います。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>挙手全員と認めます。よって議案第3号は承認することといたします。</p> <p>次に報告事項でございます。専決事項に関する報告になりますが、事務局から説明をいたさせますので、お聞き取りいただきますようお願いいたします。</p> <p>議案書3ページをご覧ください。</p> <p>(1)及び(2)につきましては、市街化区域内における転用でございます。市街化区域内における転用行為は届出の手続きとなっております。</p> <p>(1)「農地法第4条第1項第8号の規定に基づく農地転用届出書の専決について」でございます。本件は、2件の届出があり、転用目的は、住宅などがございます。添付書類も完備されておりましたので、受理をしたものでございます。</p> <p>(2)「農地法第5条第1項第7号の規定に基づく農地転用届出書の専決について」でございます。本件は、4件の届出があり、転用目的は、住宅、駐車場などがございます。添付書類も完備されておりましたので、受理をしたものでございます。</p> <p>以上で報告事項を終わります。</p> <p>事務局から報告事項についての説明がございました。報告事項となりますので、宜しく願いいたします。</p> <p>以上ですべての議事についての審議並びに報告事項につきましては、終了いたしました。皆様のご協力によりまして、議事が円滑に進められましたことに感謝を申し上げます。議長のご職を解かせていただきます。</p>
<p>6 その他</p>	<p>事務局長</p>	<p>つづきまして、その他でございますが、事務局からご説明申し上げます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行田市農業委員会委員の任命につき同意を求めるについて(市議会にて全会一致で承認) ・辞令交付式等について(再任委員) ・全国農業新聞の継続購読について
<p>7 閉会</p>	<p>主査</p> <p>事務局長</p>	<p>以上をもちまして、第37回農業委員会を終了いたします。ありがとうございました。</p> <p>(9:40)</p>